

第106号議案

島根県麻薬中毒審査会条例の一部を改正する条例

島根県麻薬中毒審査会条例（昭和60年島根県条例第38号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和28年法律第14号）」の次に「第58条の13第2項の規定に基づき、同法」を加え、本則を第1条とし、同条に見出しとして「（設置）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

（組織）

第2条 島根県麻薬中毒審査会は、委員5人以内で組織する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。